

第32回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成25年7月9日（火） 16:00-17:30

場 所：経済産業省別館6階 626-628号会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、棕田委員

1. 国内クレジットの認証

- ・ 資料1に基づき、今回の委員会までに認証申請を受け付けた国内クレジットについて、申請内容の概要や、各種認証要件に係る適合状況について事務局より説明。審議の結果、513件の国内クレジット認証申請（うちプログラム型排出削減事業32件）について、認証され、計280,218 t-CO₂の国内クレジットが発行された。

2. 国内クレジット排出削減事業のJ-クレジット制度への移行手続きについて

- ・ 資料2-1及び資料2-2に基づき、すでに登録されている国内クレジット排出削減事業の国内クレジット制度からJ-クレジット制度への移行は、「移行届」の提出で実施することが可能であり、国内クレジット排出削減事業の開始日から最大8年間は、登録された現行事業のまま実施が可能である旨、事務局より報告が行われた。

3. 国内クレジット制度の総括

- ・ 資料3に基づき、国内クレジット制度の総括として、国内クレジット制度全体における承認、認証の動向、事業の円滑な運営に向けた課題、省エネルギー効果の動向、投資回収年数の分析結果について、事務局より報告が行われた。また、国内クレジット制度により実現した排出削減事業の事例と国内クレジットの活用事例について、事務局よりベストプラクティスの紹介が行われた。

4. 委員の発言及び質疑

<国内クレジットの認証について>

（松橋委員）

- ・ プログラム型排出削減事業において、サンプリング手法が適用されているものの割合はどの程度であるか。

（事務局（経済産業省））

- ・ サンプリング手法が適用されている事業数は、正確には数えてはいないが、プログラム型全体の半数程度と思われる。当初のサンプリング手法を適用す

るためのルールが整備されていない時期に承認されたプログラム型排出削減事業も、ルールが整備された後にサンプリングを適用した事例が多い。

<国内クレジット排出削減事業のJ-クレジット制度への移行手続きについて>

(大塚委員)

- ・ J-クレジット制度で発行されたクレジットの有効期限は2020年度までであるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ J-クレジット制度自体は2020年度までの制度であり、国内クレジットについては、2020年度を有効期限としている。ただし、J-クレジットの有効期限については、2013年度以降の温暖化対策に関する国際的な動きと併せて整理することとしている。

(棕田委員)

- ・ 確認だが、J-クレジット制度では共同実施者は不要となったが、国内クレジット制度からJ-クレジット制度へ移行届を提出する際に、共同実施者は連名とするということか。また、更新申請時はどうか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ ご指摘のとおり、J-クレジット制度では共同実施者は不要であるが、旧制度のルールに従って移行するという整理であるため、共同実施者は必要である。なお、J-クレジット制度への更新申請時には共同実施者は不要となる。

<国内クレジット制度の総括について>

(棕田委員)

- ・ 東日本大震災やリーマンショックがあった中でも1,466件の事業承認があり、制度の目標に近い排出削減が達成され、また、投資回収が難しい対策も進むなど、本制度により温暖化対策の裾野が大きく広がった。関係者の尽力に感謝したい。
- ・ また、当初自主行動計画等への活用を想定していたが、CSRの新たなツールとしても有効な仕組みとなった。
- ・ 他方、制度の認知度はまだ十分には高くないので、今回整理されたPR資料等も用いてJ-クレジット制度をしっかりとPRして欲しい。
- ・ 本制度のMRVや方法論は、透明性、信頼性が高いものとする事ができたので、二国間クレジット制度にも是非活かして欲しい。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 二国間クレジット制度とのバランスは重視しており、本制度のMRVや方法論を二国間クレジット制度でも参考とできるように、担当者内で情報共有しているところである。

(松橋委員)

- ・ これまで制度の発展に尽力してきた関係者には感謝したい。
- ・ 制度開始当初に東京大学で照明とヒートポンプの導入事業を申請したが、他の国公立大学の事業も増えて、波及効果があったのではないかと考える。他方、自主行動計画の関係で私立大学には取組への壁があったが、J-クレジット制度では私立にも制度が波及して欲しい。
- ・ CDMに比べてプログラム型の仕組みが大きく発達したと考える。CDMではプログラム型を実施するに当たり多くの制約があるが、国内クレジット制度ではサンプリング手法の整備などにより当該仕組みの利用が活性化された。J-クレジット制度でもプログラム型の仕組みを大事にして、制度を活性化して欲しい。
- ・ 投資回収年数やクレジット収益によるメリットの傾向について資料で整理されているが、クレジット収益による投資回収効果は1%程度であり、CSRのような金銭価値でない部分で頑張った結果としてエネルギーコストも下がったという気づきが重要。これは二国間クレジット制度にもヒントとなるのではないか。
- ・ これから始まるエネルギー関係の取引において、本制度の方法論の考え方が活かせるものとする。

(宮城委員)

- ・ 本制度の大きな功績として、移行限界電源方式の採用とプログラム型の推進が挙げられる。
- ・ プログラム型については、一般家庭よりも、中小企業でのボイラー導入や工業炉導入事業へ浸透していくと考えたが、浸透度が弱かったのは日本商工会議所としては心残りである。
- ・ 中小企業が使いやすく、かつ中小企業を取組をプログラム型で束ねる仕組みを作ると、中小企業がもっと制度へ目を向けてくれると考えるので、J-クレジット制度ではそのような仕組みを作ってもらいたい。
- ・ また、事業者にとって使い勝手のよい制度設計をお願いしたい。

(熊崎委員)

- ・ 欧州の炭素税や再生可能エネルギー熱の買取制度のように、本制度により木質バイオマスの熱利用が推進される期待があったが、その効果は少し弱かったと思う。
- ・ 経済的なインセンティブも重要なので、大きい製材工場での取組はあるが、プログラム型を活用して規模の小さい取組にもインセンティブを与えるようにJ-クレジット制度の仕組みを作りたい。

(大塚委員)

- ・ 政策評価として、本制度の効果に対してどの程度の予算を投じたかは整理する必要がある。

- ・ 日本は京都議定書から離脱して、今後のクレジット価格の見通しは立っていない状態ではあるが、今後のクレジット価格との関係を踏まえてどのようにインセンティブを与えていくかが重要と考える。特に、ビジネスとしての広がりをどのように持たせるかといった点が重要であり、CSRだけでは弱いと考える。

(茅委員長)

- ・ 事務局が整理した資料は非常に興味深い内容となっている。
- ・ 小規模なエネルギー事業者を中心に取組を救い上げることを目的に制度を開始し、最終的に1,500件程度までの広がりを見せたことは非常に良かった。
- ・ 他方、国内全体のCO2排出量に対して、本制度の削減効果は0.1%程度にとどまっており、J-クレジット制度ではさらに大きな効果が得られることを期待する。

以上
文責：事務局